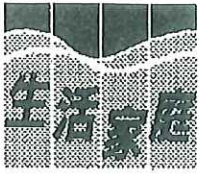


選択的夫婦別姓が宙に浮いている。法制審議会(法相の諮問機関)が民法改正案を綱でゴーサインを出したにもかかわらず、「別姓は家族崩壊につながる」という根強い反対論が壁になっているからだ。与党・自民党内でも意見が割れ、法案提出のメドは立っていない。急ぎよ第三の道の通称使用案が浮上するなど、混とんの度合いを深めている。

夫婦別姓論議

「夫婦別姓の推進論者は特定の思想にとらわれ過ぎている。マインドコントロールと同じだ。冷静に話し合いをしてほしい」。十四日に東京・霞が関の弁護士会館で開かれた夫婦別姓シンポジウムでパネリストの衆院議員、太田誠一氏(自民)は冒頭こう発言した。

「個人主義化は危険」推進派の聴衆からは「感情的になってるのはむしろ反対派の方」という声も。推進派と反対派のミソはさらに深まっている印象を与えた。



シンポジウムでの反対派の主張は「夫婦別姓は家族の一体感を損なう」という

「通称使用案」が急浮上

が、そんな単純な図式ではない。いろいろな家族形態があるのに、法律で一つの型にはめることを問題」と話す。

「人格権を守るべき」

衆院議員の森山真弓さん(自民)、穂積良行氏(同)は「憲法二四条は、婚姻、家族についての法律は個人の尊厳と両性の本質的平等

が、約九八%の夫婦が夫の姓を名乗っているのが実情だ。この現状を別姓推進派は問題にする。しかし弁護士石原輝氏も「話し合いでどちらの姓にするかを決めるのだから、女性に不利というわけではない。九八%が夫の姓を選んでいるのは十分話し合っただけの結果。不満があるなら女

これに対し推進派は、どちらの姓を選ぶにせよ一方に統一すること自体、他人の姓を強制されることに変わらなく、人格権の侵害にあたる」と主張。両者の議論は平行線のままだ。

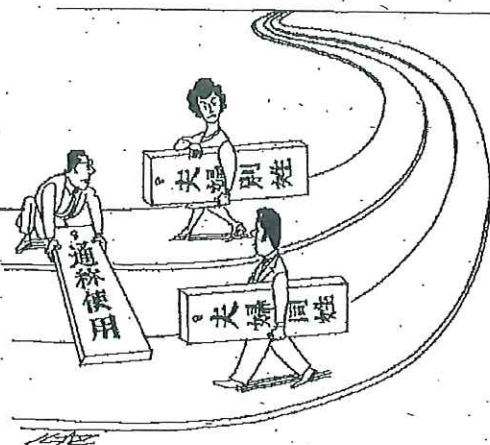
修正してもかまわない」が三二・五%だった。やや反対派が上回ったが、今回初めて登場した「通称として使えるよう法律を改める」も二二・五%あり、これを加えると、改正派が過半数を超える。

選択的夫婦別姓、法制審議会が今年二月に答申した民法改正案を綱に盛り込まれた。婚姻時に同姓、別姓が自民党内の意見がまとまらず見送られた。修正してもかまわない」が三二・五%だった。やや反対派が上回ったが、今回初めて登場した「通称として使えるよう法律を改める」も二二・五%あり、これを加えると、改正派が過半数を超える。

根強い家族崩壊説

性的方から自分の姓にする「法律を改める必要はない」という回答は三九・八%、「法

世論調査では改正派、55%に



第3の道は橋渡しとなるか?

「通称使用を落とし所にしよう」と、探りを入れたのではないかと警戒感を募らせる。衆院議員の高市早苗さん(無所属)は「罰則を設けて職場での通称使用を企業に認めさせれば、別姓にする必要はない」という文書をシンポジウムに寄せた。太田氏も「旧姓が使えなく不都合なら、戸籍に旧姓を通称名として登録して使用する方がいい」と通称使用案を支持する。

通称姓は混乱のもと
推進派弁護士の福島瑞穂

「形式」にこだわる考え方の底堅さを、別姓論議は浮き彫りにしている。